

呉市移動円滑化基本構想検討協議会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく呉市移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）及び法第25条の規定に基づく呉市移動円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、呉市移動円滑化基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）を開催することについて定める。

(検討事項)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、促進方針及び基本構想の作成に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 協議会の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(構成等)

第4条 協議会の構成員は、協議会の検討事項に関し知見を有する学識経験者、関係機関、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長は構成員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。
- 3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、構成員の追加を市長に求めることができる。

(運営)

第5条 協議会は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

- 2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 協議会の会議に構成員又は第4条第3項の構成員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

- 2 謝金の額は、日額10,000円とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合又は非公開にすべき情報が含まれている場合は、会議の公開をしないものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴の申込手続を完了した上、係員の指示に従い入場しなければならない。

- 2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。

(議事の公表等)

第9条 都市計画課は、協議会の構成員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 構成員は、協議会で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

付 則（令和3年9月16日改正）

この要綱は、令和3年9月16日から実施する。